

議第4号

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例について

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市久々野多目的センターを設置するため制定しようとする。

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民サービスの維持及び向上を図ることを目的に、多様な公共サービスの提供、公共的団体、市民活動団体の活動拠点、防災拠点として高山市久々野多目的センター（以下「久々野多目的センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 久々野多目的センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高山市久々野多目的センター

位置 高山市久々野町無数河580番地1

(施設)

第3条 久々野多目的センターに、久々野支所及び多目的室を置く。

(使用の申請及び許可)

第4条 多目的室を使用しようとする者は、使用申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たって、久々野多目的センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可及び取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 市が緊急的に使用することとなったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の許可後に前項に掲げる理由が発生したとき。

(使用料)

第6条 多目的室の使用料は、別表に定める額とする。

2 多目的室を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の許可の際に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。
- (3) その他市長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認めたとき。

(現状回復等)

第9条 使用者は、多目的室の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに現状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、その使用によって施設又は設備を破損し、又は滅失した時は現状に復するか、又は現状に復するに必要な費用を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項(第3条の改正に限る。)の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

- 2 高山市福祉センター管理条例(昭和59年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
(名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）</td><td>高山市久々野町無数河859番地1</td></tr><tr><td>高山市久々野老人いきいの家（以下「久々</td><td>高山市久々野町無数河818番地3</td></tr></tbody></table>	名称	位置	高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）		高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）	高山市久々野町無数河859番地1	高山市久々野老人いきいの家（以下「久々	高山市久々野町無数河818番地3	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）</td><td>高山市久々野町無数河859番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）		高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）	高山市久々野町無数河859番地1
名称	位置														
高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）															
高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）	高山市久々野町無数河859番地1														
高山市久々野老人いきいの家（以下「久々	高山市久々野町無数河818番地3														
名称	位置														
高山市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の項～高山市一之宮老人福祉センター（以下「一之宮老人福祉センター」という。）の項（略）															
高山市久々野福祉センター（以下「久々野福祉センター」という。）	高山市久々野町無数河859番地1														

野老人いこいの家」
という。)

高山市朝日福祉センター（以下「朝日福祉センター」という。）の項～高山市国府老人いこいの家（以下「国府老人いこいの家」という。）の項（略）

（施設）

第3条 福祉センターに、次の施設を置く。

総合福祉センターの表・山王福祉センターの表（略）

きりう福祉センター

施設名	根拠法令
高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第15項</u>
高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項（略）	

丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）

（事業）

第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)～(4)（略）

(5) 山王老人福祉センター、一之宮老人福祉センター、高根老人福祉センター、丹生川老人いこいの家、久々野老人いこいの家及び国府老人いこいの家における事業

ア・イ（略）

高山市朝日福祉センター（以下「朝日福祉センター」という。）の項～高山市国府老人いこいの家（以下「国府老人いこいの家」という。）の項（略）

（施設）

第3条 福祉センターに、次の施設を置く。

総合福祉センターの表・山王福祉センターの表（略）

きりう福祉センター

施設名	根拠法令
高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u>
高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の項（略）	

丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）

（事業）

第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)～(4)（略）

(5) 山王老人福祉センター、一之宮老人福祉センター、高根老人福祉センター、丹生川老人いこいの家及び国府老人いこいの家における事業

ア・イ（略）

(6)～(10) (略)

(利用者の範囲)

第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 昭和老人福祉センター、山王老人福祉センター、一之宮老人福祉センター、高根老人福祉センター、丹生川老人いこいの家、久々野老人いこいの家及び国府老人いこいの家

満60歳以上の者

(4)～(8) (略)

2 (略)

(6)～(10) (略)

(利用者の範囲)

第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 昭和老人福祉センター、山王老人福祉センター、一之宮老人福祉センター、高根老人福祉センター、丹生川老人いこいの家及び国府老人いこいの家

満60歳以上の者

(4)～(8) (略)

2 (略)

改正前

別表（第8条、第13条関係）

総合福祉センターの表～久々野福祉センターの表（略）

久々野老人いこいの家

区分	使用料		冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
集会室	1,080円	1,620円	430円
静養室1	540円	810円	430円
静養室2	540円	810円	430円
実習室1	540円	810円	430円
実習室2	540円	810円	430円

朝日福祉センターの表～国府老人いこいの家の表（略）

備考（略）

改正後

別表（第8条、第13条関係）

総合福祉センターの表～久々野福祉センターの表（略）

朝日福祉センターの表～国府老人いこいの家の表（略）

備考（略）

別表（第6条関係）

施設の区画		使用料（1時間当たり）
多目的室	1	200円
	2	200円
	3	200円
	4	300円
	5	400円
	6	200円
	7	300円

備考

- 1 使用料には、冷暖房費を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 一定の期間、継続して使用する場合は、高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算定される使用料を適用する。